

交野市放課後児童会条例（改正後全文：令和 3 年 9 月 3 0 日議会審議中案）

平成 1 6 年 9 月 2 7 日

条例第 2 8 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 9 の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として実施する交野市放課後児童会（以下「児童会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び実施場所）

第 2 条 児童会の名称及び実施場所は、規則で定める。

（開会期間及び時間）

第 3 条 児童会の開会期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

2 児童会の開会時間は、次のとおりとする。

（1） 月曜日から金曜日まで 午後 1 時から午後 6 時 3 0 分まで

（2） 小学校の休業日 午前 8 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで

（3） 小学校の短縮授業日 授業終了時刻から午後 6 時 3 0 分まで

（4） 土曜日（第 4 土曜日を除く。） 午前 8 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで

3 前項第 1 号から第 3 号までに規定する開会時間は、午後 6 時 3 0 分から 3 0 分間延長することができる。

（休会日）

第 4 条 児童会の休会日は、次のとおりとする。

（1） 第 4 土曜日及び日曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

（3） 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）

2 市長は、前項に規定するもののほか、特別の事由があると認めるときは、休会日を別に定めることができる。

（入会資格）

第 5 条 児童会に入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている児童

（2） 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する小学校に就学する児童又は特別支援学校小学部に就学する児童

（3） 保護者が、規則で定める事由のいずれかに該当することにより、保護者の保護を受けられないと認められる児童

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は、児童会に入会することができる。

（入会の申請及び許可）

第 6 条 児童を入会させようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に入会の申請を行い、その許可を受けなければならない。

（入会の不許可等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、又は出席を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) 児童が、**第5条**に規定する入会資格を有しないとき、又は喪失したとき。
- (2) 保護者が、**会費又は延長使用料**を滞納したとき。
- (3) その他児童会の運営上支障があると認められるとき。

(会費)

第8条 児童会に入会した児童の保護者は、市長が定める期日までに、会費を納付しなければならない。

- 2 会費は、児童1人につき月額5,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、**2人目以降**の児童の会費は、1人につき月額2,500円とする。
- 3 市長は、特別な事由があると認めたときは、会費を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の会費は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない。
- 5 第2項に規定する月額会費の額は、3年毎に見直すものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 6 会費には、児童の個別的な消費に係る間食等の費用は含まないものとする。

(延長使用料)

第9条 前条第2項に規定するもののほか、午後6時30分以降に児童会を利用した児童の保護者は、市長が定める期日までに、**延長使用料**を納付しなければならない。

- 2 **延長使用料**は、児童1人につき1日あたり100円、月額上限を1,500円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が利用する場合、**2人目以降の児童の延長使用料**は、1人につき1日あたり50円、月額上限を750円とする。
- 3 **延長使用料**に関し、この条に定めがないものについては、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

(運営委員会)

第10条 児童会の円滑な運営を図るため、交野市放課後児童会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。